# 札幌英会話協会 ACCESS 会則

## 第1条 名称および目的

本会の名称は「札幌英会話協会 ACCESS」とする。

本会は、会員の英会話能力の向上と会員相互の親睦および国際交流を計る目的で運営される。

## 第2条 役員

- 1. 役員は以下のごとくとし、会員の資格を有するものでなければならない。 代表者 1名、 会計 2名、 会計監査 2名、 グループリーダー 数名
- 2. スタッフのメンバーは、代表者、会計、グループリーダーによって構成される。
- 3. 本会の運営方針はスタッフメンバーにより立案、決定される。
- 4. グループリーダーの中からスタッフメンバーの決定により、会の副代表者を1名選出する。
- 5. 任期は、グループリーダーは半年間ないし1年間、他の役員は毎年4月から翌年3月の1年間とする。
- 6. グループリーダー以外の役員は、前年度のスタッフメンバーから推薦され、例会において承認されなければならない。グループリーダーは、各グループの会員から推薦され、スタッフメンバーにより承認されなければならない。
- 7. 上記の役員の他に必要に応じて、スタッフメンバーの決定により、議決権を持たない任意の役員を置くことができる。
- 8. スタッフ会議は代表者が月に一度以上招集し、スタッフメンバーと任意の役員により構成される。
- 9. スタッフ会議開催時は、代表者、会計を除く参加者の中から書記を選出し議事録を作成する。

#### 第3条 会員

- 1. 会則に定める所に従い、会の目的に沿ってその発展に寄与しようとする者は、会員になることができる。ただし、18歳未満(含む高校生)の場合は、保護者の承諾とスタッフメンバーによる承認を必要とする。
- 2. 以下の者はスタッフメンバーの決定をもって会員の資格を失い、本会はその者の参加を拒むことができる。
  - 1) 会の目的にそぐわず、会の名誉を傷つける行為を行った者
  - 2) 公序良俗に反する行為を行った者
  - 3) その他、細則に定める禁止行為を行った者

# 第4条 会費及び会計

- 1. 本会は会員から納入される会費により運営され、その詳細については別途細則に定める。
- 2. 本会の会計年度は、毎年4月から翌年3月とし、会計は年に2回(10月、4月)会計監査を経て、例会において会計報告を行い、会員からの承認を得なければならない。

### 第5条 活動

活動の内容を例会と称し、詳細については別途細則に定める。

### 第6条 その他

- 1. 例会における承認は、出席会員の過半数の賛成をもってなされる。
- 2. スタッフメンバーによる承認、決定は議決権の過半数以上の賛成をもってなされる。
- 3. スタッフメンバーの議決権は、代表者1票、会計1票、各グループリーダーそれぞれ1票とする。
- 4. 英語以外の外国語で例会を行う場合は、スタッフメンバーによる承認を受けるものとする。
- 5. この会則は、例会において出席会員の3分の2以上の賛成をもって改正されるものとする。

# 札幌英会話協会 ACCESS 細則

### 第1条 会員

- 1. 本会においては以下の行為を行うことを禁止し、違反した者については厳正に対処する。 暴力行為、危険行為、異性に対する不適切な行為、商業及び宗教等の勧誘行為、会員の個人情報を 無断で使用又は第三者へ譲渡、売却する行為、その他迷惑行為全般。
- 2. 本会の連絡事項を速やかに伝えるため、グループ毎に会員の連絡先を保持する。

### 第2条 会費

- 1. 会員は毎回出席の都度 600円 を会費として納入しなければならない。
- 2. 見学者は会員に準じた会費を納入しなければならない。
- 3. グループ内で別途経費を徴収する場合は、スタッフメンバーの承認を必要とする。

### 第3条 活動

- 1. 例会は原則として、毎週金曜日、午後7時から午後9時まで、札幌市北区北8条西3丁目28番、札幌 エルプラザ内、中又は大研修室で行う。 会場が確保できない場合は事前に報告する。
- 2. 本会の口座管理は会計宅にて行う。
- 3. 例会以外の活動は、スタッフメンバーの承認、決定に従って行われる。

## 第4条 運営

- 1. スタッフ会議は原則として、毎月第二金曜日の例会終了後に行われ、スタッフメンバー及び任意の役員は会議に出席する。
- 2. スタッフメンバーは、会議に出席できない場合、その旨申し出て代理人を立てなければならない。
- 3. 代表者をディレクターと称し、ディレクターはスタッフ会議の議長として会議の進行を図る。
- 4. 書記は議事録を作成し、速やかにスタッフ用 ML 上で公開する。
- 5. 金曜日以外に活動を行うグループについては、インターネットを用いた広報においてのみ本会と協力 し、会費の納入と会の運営への参加は行わない。

## 第5条 謝礼金、その他

1. 会場予約者 : 予約者には人数に関わりなく 1 回 2,000 円を支払う。

2. ディレクター :月 500 円を半年単位で支払う。

3. 会計 :月500円を半年単位で支払う。

4. 会計監査 : 1回の監査につき 500円/人を支払う。

5. グループ:月500円を、半年単位で各グループに還元する。

6. アドバイザー : スタッフメンバーにより決定された金額を各月末に支払う。

7. その他予算の扱いについては、スタッフメンバーの承認、決定をもって行われる。

8. この細則は、スタッフメンバーの3分の2以上の賛成をもって改正されるものとする。但し、会費の変更については、例会において出席会員の3分の2以上の賛成をもって改正されるものとする。